

答105 廃家電或いはカーエアコンから回収するフロンについては常温常圧では気体状であるため、廃棄物処理法で規定する廃棄物に該当しないこととしたので、訂正願いたい。

なお、表面処理等に使用した常温常圧で液状の回収フロンについては、産業廃棄物である廃油として取扱うこと。(平10.7.17本県聴取)

第2節 排出事業者及びその責務

(精算法人)

問106 精算法人は法に規定する事業者に該当するか。

答106 該当する。(昭54.11.26環整128、環産42問26)

(閉鎖された最終処分場の掘削物の排出者)

問107 最終処分場が廃止された後に当該土地で掘削工事が行われる場合、当該工事に伴って生ずる廃棄物の排出者は当該工事を行う者であると解してよいか。

答107 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問10)

(清掃後の廃棄物の排出者)

問108 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生じる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者となるか。

答108 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたにすぎず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。

なお、当該清掃業者が廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可取扱者でもあり、当該産業廃棄物の処理を業の範囲とする場合、当該清掃業者に清掃業の他に産業廃棄物の処理を委託することは可能である。(昭57.6.14環産21問14、平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(デパート内飲食店のグリストラップ汚泥)

問109 デパートA社は、そのビルメンテナンスを関連会社B社に委託している。A社にはグリストラップが個別に設置されたテナント飲食店等が入居している。それらのグリストラップの清掃業務については、B社が一括して汚泥清掃業者C社に委託している。

また、各テナントの排水はA社の排水と合流し、一括して下水道放流している。それらのグリストラップはA社の管理する排水設備の一部であることから、C社の除去した汚泥の排出事業者はA社と解してよいか。

答109 排出事業者の判断は、廃棄物と事業との関連性により行うものであり、社会的にひとまとめの仕事といえるものならば、その仕事から関連して廃棄物が排出されていると考えることができる。

本設問にある、ビルを管理するビル管理会社が事業活動として汚泥の処理もするという考え方をすれば、B社であるビル管理会社が排出者になる。(平12Kブロック産廃協議会)

(中間処理後の残さ物)

問110 産業廃棄物の中間処理後の残さ物は、中間処理業者の産業廃棄物とみなせるか。

答110 中間処理という事業活動に伴って新たに生じた産業廃棄物である。したがって、これを中間処理業者自らが最終処分すれば自己処理となり、この処分については業の許可の対象とはならない。

最終処分の利便を図るために行う前処理的な行為は中間処理ではない。(昭53.11.29 H県研修会)

(下水道の不要物)

問111 下水道から排出される廃棄物はどう扱うか。

答111 下水道に堆積しただけの状態であれば廃棄物ではなく、除去行為を加えた時点で廃棄物となり、排出者は排出行為を行った者である。通常は、排出行為を行うべき者は、下水道の設置者である。廃棄物の種類区分については、下水管渠等の堆積した泥状物は、通常、産業廃棄物であり、木、紙は一般廃棄物となる。また、いわゆる土砂類、泥状物等を土地造成等に使用する目的で、洗滌し、有償売却できる性状になったもので、かつ、土地造成等に使用しうるものは、土砂であり、廃棄物ではない。その他、性状に応じて判断すべきである。(昭53.11.28 H県研修会)

(廃自動車の解体業者)

問112 (1) 廃自動車については、事前選別以前ではバッテリー、ガソリン、エンジンオイル等を含んだ状態である。

これらが有価物として回収・再生されず、産業廃棄物として処分される場合、解体業者の許可品目としては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃酸(pH2.0以下のものについては特別管理産業廃棄物)、廃油(揮発油類に該当するものについては特別管理産業廃棄物)に該当すると解するが如何か。

(2) (1)の場合、排出事業者としては、解体業者に処理を委託した者が該当し、マニフェストにはこれらの品目を記載する必要があると解するが如何か。

答112 廃自動車を取扱う場合の許可品目は、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの3品目である。また、事前選別によって抜き取られたものが無償、有償又は逆有償であるかにかかわらず、解体業者が排出事業者に該当する。

なお、事前選別で抜き取られたものが産業廃棄物として処理される場合は、個々の品目と許可条件が合致した処理業者に委託する必要がある。(平8.1.18本県聴取)

(建設工事の現場から搬出される産業廃棄物)

問113 事業者Aが発生させていた産業廃棄物X及び建設業者Bが建設工事に伴って生じさせた産業廃棄物Yが、いずれも建設工事の現場からBにより搬出される場合、いずれの産業廃棄物も排出者はBであると解してよいか。

答113 Xの排出者はAでありYの排出者はBである。建設工事に伴って生ずる廃棄物には建設工事を行う以前から発生していた産業廃棄物は含まれない。(昭57.6.14環産21問15)

(建設工事等の元請業者)

問114 産業廃棄物の排出事業者は元請業者になるか。

答114 一般的に建設工事等において産業廃棄物の排出業者は、発注者から直接工事を請

負う元請業者である。

なお建設工事の内、解体工事のみを下請業者に請負わせる場合は、本疑義集問117を参照すること。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(工事発注者の責任)

問115 発注者の立場は、指導・確認の責任があるか。

答115 工事に伴って生ずる廃棄物の処理方法を仕様書に明示する等の措置を構ずる必要がある。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(分割して発注された場合の排出事業者)

問116 分割して発注された場合、各々の建設工事の元請負業者が排出事業者となるか。

答116 排出事業者となる。(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(解体工事のみの下請)

問117 建設工事の内、解体工事のみを下請業者に行わせる場合、排出事業者は元請負業者か。

答117 建設工事の内、他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される解体工事のみを一括して請け負わせる場合にあっては、元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められるとき、元請業者及び下請業者が排出事業者に該当する。

◎ 建設廃棄物処理指針(平成11年3月23日付衛産第20号・平成11年4月9日付廃対第527号で通知)を参照(平11.4.19廃対第5号本県課長通知)

(維持管理業務の請負業者)

問118 道路あるいは河川の管理者としての維持管理業務から発生する剪定くず等の排出者は、当該作業を請負った業者か。

答118 維持管理のために、切断・剪定行為を直接行った者が排出事業者になる。(平成16.4.27循第108号本県課長通知)

(アスベスト除去作業を行う下請業者)

問119 建築物の解体工事において、アスベストの除去作業のみを下請業者が元請業者から請け負う場合について、アスベストの除去に係る作業場はシートやクリーンルーム等で他の解体工事部分から隔離され、また、除去作業中は他の部分の工事は中断され、除去作業が完全に終了した後、次の解体作業に着手する場合では、当該除去作業は、解体工事のうちの他の部分と段階的に画されていると判断され、下請業者も排出業者となりうるか。

答119 貴見のとおりとして差支えない。

一般的には、*平成10年11月13日付衛産第51号産廃対策室長通知「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」に基づき、事例毎に判断する必要がある。

※平成10年11月13日付衛産第51号産廃対策室長通知

1 建設工事における排出事業者の範囲等について

(1) 建設工事を発注者Aから請け負った建設業者(元請業者)Bは、当該建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者に該当することから、

その処理を自ら行わず他の者に行わせる場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に委託することが必要であること。

(2) ただし、元請業者Bが他の建設業者（下請業者）Cに対し、例えば、

① 当該建設工事の全部を一括して請け負わせる場合

又は、

② 当該建設工事のうち他の部分が施工される期間とは明確に段階が画される期間に施工される工事のみを一括して請け負わせる場合であって、

i Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められるときは、B及びCが排出事業者に該当すること。

ii Bが自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていると認められないときは、Cが排出事業者に該当すること。

（注）Cが請け負った建設工事のうちの全部又は一部を、更に他の建設業者D（孫請業者）に請け負わせる場合等についても、前記のような考え方方が適用される。

(3) なお、Cが排出事業者に該当する場合 ((2)① ii 及び(2)② ii) については、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条の規定が適用され、このような形態の請負は原則として禁止されていることに留意すること。

（平11.11.25本県聴取）

（業種の判断）

問120 令第2条に掲げる産業廃棄物には業種の限定されているものがあるが、この業種を判断するに際しては、一の事業場が主たる事業活動Aの一環として把握することが困難な異質の事業活動Bを行っている場合、Bの工程から排出される廃棄物の当該業種はAの属する業種ではなく、Bの属する業種であると判断してよいか。

答120 お見込みのとおり。（昭57.6.14環産21問13）

（空缶等の移動式破碎施設を用いた処理）

問121 (1) 事業者Aは、他者の自動販売機に付帯して設置されているごみ箱の空缶、空瓶、ペットボトルについて、移動式の破碎施設を各自動販売機まで移動させ、その場で中間処理（破碎）し、中間処理後の処理物は、この移動式破碎施設のリース会社に売却する事業計画である。

産業廃棄物であるとした場合、自動販売機の設置者と、自動販売機の商品の卸業者であって空缶等の回収等自動販売機の実質的な維持管理を行っている事業者とがある場合、いずれが産業廃棄物排出事業者に該当するのか。

(2) 排出事業者とされた者は、Aとの委託契約等廃棄物処理法の規定に基づく委託基準が適用されるものと解してよろしいか。

答121 (1) ごみ箱を設置している者が排出事業者となる。

通常は、自動販売機を設置している者が販売行為に付随したサービスとしてごみ箱を設置していると思われるが、自動販売機の維持管理を行っている者が維持管

理行為というサービス行為に付随したサービスとしてごみ箱を設置している場合も考えられ、都道府県において判断されたい。

(2) お見込みのとおり。(平13.7.6本県事務連絡)

第3節 一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物の自家処理量)

問122 事業活動等の自家処理量についても、一般廃棄物処理計画において見込む必要があるか。

答122 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問9)

(関係を有する他の市町村)

問123 A市で排出された一般廃棄物が、委託業者又は許可業者によりA市の区域外で処分されるとき、処分先の市町村は法第6条第4項の「関係を有する他の市町村」になるのか。

答123 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問10)

(関係市町村の一般廃棄物処理計画との調和)

問124 法第6条第4項の「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和を保つように努める」とはどういうことか。

答124 市町村は、一般廃棄物処理計画において一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みを定めるものとされているが、これには、当該市町村において発生した一般廃棄物のうち他の市町村の区域内で処理するものの量及び当該市町村の区域内で処理される他の市町村の一般廃棄物の量も含めることとし、このことにより、関係する他の市町村の一般廃棄物処理計画と整合を保つよう努めることである。(平4.8.31衛環245問11)

(PCB使用部品を含む廃家電)

問125 一般廃棄物処理計画には、廃家電製品に含まれるPCB使用部品を家電メーカーが除去することについて記載してよいか。

答125 差支えない。(平4.8.31衛環245問13)

(許可と一般廃棄物処理計画)

問126 法第6条第1項の「一般廃棄物処理計画」は、規則第1条の3の基本計画と実施計画の双方を指すものと解してよいか。

答126 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問31)

2 市町村の処理等

(1) 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む）の処理基準

(仕切りを設けた運搬車による積み分け運搬)

問127 令第3条第1号チにおいて、「分別の区分に従って収集し、又は運搬すること」とあるが、1台の運搬車に仕切り等により積み分けて運搬することも可能か。